消防資器材等借受者遵守事項等

1 費用の負担

借受に関する費用については次のとおりとする。

- (1) 本件貸出にかかる費用は、無償とする。
- (2) 貸出期間中の消防資器材等の運搬や維持管理に関する経費は、借 受者が負担するものとする。

2 借受者遵守事項

借受者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 消防資器材等は、常に良好な状態で使用すること。
- (2) 消防資器材等を転貸し、譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (3) 消防資器材等を本件貸出の目的以外の用途に使用しないこと。

3 損害賠償

消防資器材の借受中に発生した事故及び損害については次のとおりとする。

- (1) 消防署長は、利用者が故意又は重大な過失により消防資器材等を 亡失し、又は破損した場合は、借受者の負担及び責任において消防 資器材等を修理させ、若しくは借受者に対して損害賠償を請求する ものとする。
- (2) 消防署長は、利用者が無断で消防資器材等を転貸し、譲渡し、又 は担保に供した場合は借受者に対し、原状回復及び損害賠償を請求 するものとする。
- (3) 当組合は、利用者による消防資器材等の誤った使用により生じた 事故については、一切責任を負わないものとする。